

## ALS患者が利用するシェアハウス等のケアガイドライン

2013年8月21日

日本ALS協会療養支援部会

1. 医療との連携ができていること
2. 医療的ケア（たん吸引、経管栄養）が患者の要望に応じて受けられること
3. 個人への見守り介護が巡回型対応でなく原則24時間、保障されていること
4. 衛生的な環境であること
5. 必要な外出の態勢がとれていること
6. 重度障害者用意思伝達装置（「伝の心」他）が使える、インターネット通信できること
7. プライバシーが保障されていること
8. コール（呼び出し）が設置され必要に応じて介護者等を呼べること
9. 栄養指導管理ができること
10. 個人のお金の管理が本人に保障されていること
11. ヘルパーは文字盤が使える、ALSの特性を理解した介護ができること
12. ヘルパーは緊急時対応ができること
13. 第三者による施設と患者への定期的訪問インタビューができること